

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

教育委員会では、経済的理由により就学が困難な市立小中学校の児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの費用の一部を支給します。（校納金を免除する制度ではありません）

なお、現在、就学援助を受給されていても自動的に次年度に継続はされませんので、次年度以降も継続して受給を希望する場合は、毎年度申請をしてください。

1. 対象者 (1)～(4)のいずれかに該当する人

(1) 生活保護法に基づく保護の停止・廃止の措置を受けて1年以内の世帯

(2) 令和7年度の市民税が非課税とされた、又は減免の適用を受けている世帯

(3) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている世帯

※児童扶養手当とは、主に母子及び父子世帯が対象の手当で、児童手当とは異なります。

(4) 経済的な事情により、生活が厳しい世帯

※市で定めた認定基準額（収入がある家族全員の市民税所得割額の合計額が認定基準額以下）により認定します。下の表を参考にしてください。

<認定基準額> (令和7年度市民税所得割額)

子どもの人数	1～2人	3人	4人	5人
基準額	97,200円以下	118,500円以下	139,800円以下	161,100円以下

※「子どもの人数」とは、令和7年1月1日現在で15歳以下の子（平成21年1月2日以降の生まれ）の人数。

※子どもの人数が6人以上の場合は、5人の場合の基準額に1人につき21,300円を加算します。

※住宅金借入金特別控除や寄附金控除等の税額控除適用前の税額で審査します。

2. 申請に必要なもの

○ **申請書**（以下の場所で入手可能）

- ・市立小中学校
- ・筑紫野市教育委員会 学校教育課
- ・筑紫野市の就学援助に関するホームページ

※ （児童扶養手当受給者のみ）児童扶養手当証書のコピー

※ （令和7年1月1日現在、筑紫野市以外に住んでいた方のみ）
当時住んでいた市町村発行の「令和7年度所得課税証明書」

（令和7年度の市町村民税の所得割額が明記してあるもの）



3. 受付場所

市立小中学校 または 筑紫野市教育委員会 学校教育課（※学校教育課のみ、郵送可）

※学校や教育委員会で直接受付した際は、申請書の控えをお渡しします。

郵送で受付した際は、控えを申請者の住所へ送付します。

4. 受付期間

令和8年4月1日（水）から 令和9年3月31日（水）まで

※5月末日までに申請し、基準を満たしている場合は4月からの認定となります。

◎早期受付について（新小学1年生・新中学1年生を含む世帯のみ対象）

令和8年4月入学予定の小中学校新1年生のみ早期受付期間を設けています。

【受付期間】令和8年1月8日（木）から 令和8年2月26日（木）まで

【早期受付期間中の提出先】・新小学1年生⇒就学予定の小学校

・新中学1年生⇒現在在籍している小学校

・筑紫野市教育委員会 学校教育課（郵送でも可）

5. 支給時期及び方法

認定月分からの支給となります。指定された保護者の口座に年3回振込みを行います（7月と12月の中旬、3月の月上旬頃に支給）。

また、**学校給食費等を滞納された場合は学校経由で支給します。**

新入学用品費（新小中学1年生対象）については、5月末までに申請し、認定を受けた人のみが対象となります。認定後、順次支給します。

6. 支給項目及び支給額

項 目	小 学 校	中 学 校
学用品費	年額 11,630 円	年額 22,730 円
通学用品費 (1年生を除く)	年額 2,270 円	年額 2,270 円
新入学用品費 (1年生のみ)	57,060 円	63,000 円
修学旅行費 (小6・中2) ※1	修学旅行に要する経費の均一負担額を支給 めやす：小学校 20,000 円、中学校 40,000 円	
校外活動費 (宿泊あり、なし) ※1	交通費及び見学科の実費を支給（各年1回）※社会科見学等	
給食費	実費を支給（※月によって変動する場合あり） めやす：月額で小学校 4,600 円、中学校 5,500 円	
クラブ活動費 (年1回)	年額 200～600 円 (実費が発生しているクラブのみ)	年額 2,000～6,000 円 (クラブ活動所属のみ)
生徒会費（月割）	なし	年額 1,200 円（月額 100 円）
PTA 会費（月割） ※加入者のみ対象	最年長の子：年額 1,200 円 （月額 100 円） 弟妹以降：年額 600 円加算 （月額 50 円）	最年長の子：年額 1,800 円 （月額 150 円） 弟妹以降：年額 900 円加算 （月額 75 円）
医療費 ※2	なし	
卒業アルバム代 (小6・中3)	実費を支給	

※1 修学旅行費や校外活動費（宿泊あり、なし）については、認定月以前に実施されている場合、支給の対象となりません。また、修学旅行及び校外活動実施後、学校からの決算報告を受理し支給します。

※2 医療費については、こども医療の対象となります。

なお、区域外就学者については、居住する市町村のこども医療費に自己負担が設定されている場合にのみ支給の対象となります。学校で行われた健康診断の結果、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病と診断された場合、医療券を発行いたします。

《 問い合わせ先 》

〒818-8686 筑紫野市石崎1丁目1-1

筑紫野市教育委員会 学校教育課

TEL 092-923-1111 / FAX 092-923-9644

